

(別表)

補助金の分類について (案)

補助金については次のとおり分類し、見直しを図る。

分類 (区分)		補助率等
1 制度的補助	①国、県等の制度に基づき補助するもの ②市が条例等により定めた基準に基づいて補助するもの ③他の市町との協議によって補助するもの	各制度に定める基準による。 このとき、国や県等の制度に伴うものは、合理的な理由がない限り、原則として「上乘せ補助」は行わない。また、国や県等の制度が終了したときは、原則合わせて市の補助も終了することとする。
2 団体運営費補助	団体等が行う事業に公益性があると認められるものに対し、その団体等の運営に必要な基礎的経費を補助するもの	団体運営に必要な基礎的経費とし、原則、補助対象経費の2分の1以下の額、又は、あらかじめ定めた限度額以内の額のいずれか低い額とする。
3 事業費補助 (1) 事業費補助	市が施策を推進するために動機づけや奨励、また行政目的を達成するために市が取り組むべき事業、関与すべき事業に対して補助するもの	原則、補助対象経費の2分の1以下の額、又は、あらかじめ定めた限度額以内の額のいずれか低い額とする。
(2) イベント等補助	市も実施主体の一員として実施するイベント等に対して補助するもの	さらなる自主財源の確保、経費の節減により補助金の減額に努める。また、補助という趣旨から繰越金が発生しない額とする。
(3) 公益事業補助	団体等が行う事業で特に公益性が高い事業に対して補助するもの	原則、補助対象経費の10分の10以下の額とする。ただし、公益性が高く、本来市が自ら負担し、実施すべき事業とする。
4 利子補給・元利助成等	借入金に係る利子等に対して補助するもの	それぞれの要綱等で定める額または率とする。